

## 川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会及び調整会議の公開に関する指針

令和 年 月 日

## 1 目的

この指針は、川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会及び調整会議（以下「協議会等」という。）を公開することにより、その審議の状況を住民に明らかにし、会議の運営の透明性、公正性を確保するとともに、行政に対する住民の理解と信頼を深め、もって開かれた行政の推進に寄与することを目的とする。

## 2 会議の公開

協議会等は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

- (1) 当該会議において、川島町情報公開条例（平成13年川島町条例第13号）第8条第1号から第7号に関し審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合
- (3) その他 出席者が非公開と認める場合

## 3 公開又は非公開の決定

前項に規定する「会議の公開」における(1)から(3)については、協議会等に諮って公開又は非公開の決定を行うものとする。

## 4 公開の方法等

- (1) 協議会等は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 協議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 協議会等は、傍聴者に対し会議資料（非公開情報が記載されているものを除く。）の配布又は閲覧に努めるものとする。

## 5 会議録の作成及び公表

協議会等は、会議録を作成し、公開した会議の会議録及び会議資料は公表するものとする。